

(第53号議案)

中野区個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 個人情報の利用</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供に係る審議会への報告)</p> <p>第18条の2 実施機関は、<u>番号法第19条第16号</u>に該当することにより、特定個人情報の提供をしたときは、審議会に報告しなければならない。</p> <p>第19条～第21条 (略)</p> <p>第5章 自己情報の開示等の請求</p> <p>第22条～第29条 (略)</p> <p>(決定後の手続)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により当該実施機関が保管している個人情報(情報提供等記録に限る。)の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第31条～第32条の2 (略)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 個人情報の利用</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供に係る審議会への報告)</p> <p>第18条の2 実施機関は、<u>番号法第19条第15号</u>に該当することにより、特定個人情報の提供をしたときは、審議会に報告しなければならない。</p> <p>第19条～第21条 (略)</p> <p>第5章 自己情報の開示等の請求</p> <p>第22条～第29条 (略)</p> <p>(決定後の手続)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により当該実施機関が保管している個人情報(情報提供等記録に限る。)の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第31条～第32条の2 (略)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附則 (略)</p>